2　参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和５・６年度内閣府競争参加資格の工事種別「建築関係建設コンサルタント業務」において、Ａ又はＢ等級に格付けされている者。
⑷　内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
⑸　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
⑹　一級建築士の資格を有する管理技術者を当該業務に配置できること。
3　技術提案書の提出者を選定するための基準
⑴　担当予定技術者の能力　資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
⑵　技術提案書の提出者の能力　技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績、ワークライフバランス等の推進に関する取組
4　技術提案書を特定するための評価基準
⑴　担当予定技術者の能力　資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
⑵　技術提案書の提出者の能力　技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績、ワークライフバランス等の推進に対する取組
⑶　業務の実施方針　業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法・工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性、業務に対する取組意欲
⑷　課題についての提案
・我が国の歴史や意思決定過程に対する関心・理解を深められる機能を持つ、国際的水準を満たした展示施設を実現するために必要な考え方
・こども・若者に分かりやすい展示、障害者や外国人など多様な来館者に配慮した展示、視点の多様性等を備えた展示を実現するために必要な考え方
・映像、写真、関連物品、模型、デジタル技術等も活用した、来館者の「関心」「理解」「学び」につながる展示を実現するために必要な考え方
5　手続等
⑴　担当部局　〒100―8914 東京都千代田区永田町１―６―１（中央合同庁舎第８号館７階）内閣府大臣官房公文書管理課　電話03―5253―2111（内線37316）
⑵　説明書の交付期間及び場所
ア　交付期間　令和６年２月27日から令和６年３月13日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日）以下「休日」という。））を除く毎日10時から17時まで。（ただし、最終日の３月13日は12時00分まで。）
イ　交付場所　〒100―8914 東京都千代田区永田町１―６―１（内閣府本府庁舎１階）内閣府大臣官房会計課営繕係　電話03―5253―2111（内線82329）
⑶　参加表明書の提出期限、場所及び方法
ア　提出期限　令和６年３月13日正午まで
イ　提出場所　⑴に同じ
ウ　提出方法　郵送又は持参によるものとする。郵送の場合には提出期限までに必着とし、事前にその旨の連絡を行うこと。
⑷　技術提案書の提出期限、場所及び方法
ア　提出期限　令和６年５月７日正午まで
イ　提出場所　⑴に同じ
ウ　提出方法　郵送又は持参によるものとする。郵送の場合には提出期限までに必着とし、事前にその旨の連絡を行うこと。
6　その他
⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　虚偽の内容が記載されている参加表明書及び技術提案書は、無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　当該業務に直接関連するほかの業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により提携する予定の有無　有（新たな国立公文書館の展示工事に伴う意図伝達業務）
⑹　技術提案書のヒアリングを実施する。
⑺　関連情報を入手するための照会窓口　5⑴に同じ。
⑻　2⑶に掲げる資格を満たしていない者も5⑶により参加表明書を提出することができるが、5⑷の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
⑼　詳細は入札説明書による。
7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : KITAMURA Minoru, Counsellor of Accounts Division, Minister's Secretariat, Cabinet Office
⑵　Classification of the products to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Exhibition design work for the new National Archives of Japan.
⑷　Time-limit to express interests by bringing or mail : 12 : 00 P.M. 13 March 2024
⑸　Time-limit to the submission of proposals by bringing or mail : 12 : 00 P.M. 7 May 2024
⑹　Contact point for documentation relating to the proposal : Maintenance Section, Accounts Division, Minister's Secretariat, Cabinet Office, 1―6―1 Nagata-cho, Chiyoda-ku Tokyo 100―8914 Japan. TEL 03―5253―2111 ext. 82329

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
令和６年２月27日
特許庁総務部会計課長　佐野　俊
◎調達機関番号　019　◎所在地番号　13
○第１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　借入物品及び数量　電子出願受付サーバー一式の更改に係るハードウェア等賃貸借及び保守等業務　一式
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　令和６年３月19日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒100―8915 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号　特許庁総務部会計課契約第二班契約第四係　小林　和貴　電話03―3581―1101　内線2214
3　仕様書案の交付
⑴　交付期間　令和６年２月27日から令和６年３月19日まで
⑵　交付場所　特許庁ホームページによる
https://www.jpo.go.jp/news/chotatsu/iken/iken-shosei/index.html
4　仕様書案の説明会
⑴　開催日時　令和６年３月５日14時00分
⑵　開催場所　意見招請に関する説明書による
5　その他
⑴　資料閲覧の申込方法　調達仕様書（案）27ページに記載。
6　Summary
⑴　Classification of the products to be procured : 14
⑵　Nature and quantity of the products to be rent : Services such as lease and maintenance of hardware etc. for a set of servers for receiving system of electronic applications
⑶　Time-limit for the submission of comments : 5 : 00 P.M. 19 March 2024
⑷　Contact point for the notice : Kobayashi Kazuki, 4th Contract Unit Section, Budget and Accounts Division, General Affairs Department, Japan Patent Office, 3―4―3 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8915 Japan TEL 03―3581―1101 ext. 2214

随意契約

随意契約に関する公示

次のとおり随意契約について公示します。
令和６年２月27日
支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官　永山　貴大
◎調達機関番号　009　◎所在地番号　13
○第601号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27、26、28
⑵　購入等件名及び数量
航空機運用総合調整システム（ＦＯＣＳ）賃貸借外　一式
2　随意契約の予定日　令和６年４月１日